

基本方針（３）社会福祉法人及び企業等の地域福祉活動の推進

【現状と課題】

昨今ではNPO法人や株式会社等の多様な経営主体が福祉サービスの担い手となるなか、社会福祉法人の在り方や役割が見直されています。

国は社会福祉法の一部改正により地域への社会貢献や「地域における公益的な取り組み」を行うことを社会福祉法人の責務として位置付けました。社会福祉法人は制度内の福祉サービスの提供だけではなく、「制度の狭間の課題」や「複合的課題」等へ積極的に取り組み、これまで以上に地域に必要とされる役割を果たすことが求められています。

【今後の取り組み】

①社会福祉法人連絡会（仮）の開催

町内の社会福祉法人に呼びかけ、定期的集まる機会を設置し互いに顔の見える関係づくりを行います。

ネットワークの構築により各法人が施設等で把握しているニーズや独自に取り組んでいる活動及び解決できず課題となっているニーズの情報交換等を行い、社会福祉法人が連携して地域福祉に取り組む活動を推進していきます。

②商工会や企業等との連携

郵便局や新聞販売店、ガス会社など個人宅を訪問する企業にも、見守り活動等の福祉活動へ協力していただけるよう働きかけていきます。

また、行政や商工会と連携し、空き店舗での福祉活動や障がい者への就労支援、買い物難民の解消等に取り組んでいきます。

近年増え続けている空き家についても、高齢者等が共同で生活するシェアハウスとしての活用などを行政や不動産会社等と連携して検討していきます。



社会福祉法人の社会貢献事業

※買い物難民： 近隣の商店やスーパーといった店舗が閉店することで、地域の住民が生活用品などの購入に困るという社会問題